

## 佐賀県林業経営支援システム 利用規約

### (目的)

第1条 この規約は、佐賀県林業経営支援システム（以下「システム」という。）を円滑かつ適正に運用するため、システムの利用にあたり必要な事項を定めるものとする。

### (システムの利用者)

第2条 システムを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 下記に所属する県及び市町の職員（以下「職員」という。）

ア 県林業課

イ 県森林整備課

ウ 県各農林事務所林務担当

エ 県林業試験場

オ 各市町林務担当

(2) 地域森林計画対象森林の所有者（以下「森林所有者」という。）

(3) 前号に定める所有者の法定相続人、相続財産管理人及び後見人（以下「法定相続人等」という。）

(4) 「佐賀県木材業者等登録条例」に基づく木材業の登録者

(5) その他、県林業課長（以下「システム管理者」という。）が認めた者

### (アカウントの付与)

第3条 システム管理者は、職員が所属する組織毎にアカウント情報の登録を行い、所属あてに通知する。

### (利用申請)

第4条 第2条第1項第2号から第5号で定める者がシステムを利用しようとする場合は、申請フォーム（<https://logoform.jp/f/XBQX2>）に所定の事項を入力し、システム管理者へ利用申請を行うものとする。

2 森林所有者及び法定相続人等は、前項の利用申請時に、本人確認書類（法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（表面のみ）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類）を申請フォームに添付するものとする。

3 法定相続人等は、同条第1項の利用申請時に、森林所有者との関係がわかる書類（戸籍抄本、固定資産税課税明細書等）を申請フォームに添付するものとする。

4 システム管理者は、第1項の利用申請があった場合は、申請内容を審査し、不備等がない場合は利用を承認することとし、申請者へ通知するものとする。

(利用者の責務)

第5条 利用者は、本規約に同意した上でシステムを利用することとし、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- (1) システムを森林・林業・木材産業に関する業務以外の目的に使用しないこと。
- (2) ユーザ名、パスワード、システム URL (以下「アカウント情報」という。) について、第三者に漏洩しないよう厳重に管理すること。
- (3) アカウント情報を第三者に貸与、譲渡し、または自己若しくは第三者のために担保に供さないこと。
- (4) パスワードは利用者自身が定期的に変更し、不正アクセスの防止に努めること。
- (5) 利用者は、アカウント情報が第三者に使用されている疑いがある場合には、直ちにシステム管理者にその旨を連絡するとともに、システム管理者の指示を仰ぐこと。
- (6) システム搭載情報の改ざん及び運用環境の改変をしないこと。
- (7) システムの利用で得た情報を第三者へ提供しないこと。
- (8) システム搭載情報を参考に森林施業や土地の形質の変更などを行う際には当該区域が法令による制限を受けているかどうか、必ず他法令の関係部署へ確認すること。

2 利用者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法令に違反し、または違反するおそれのある行為
- (3) 虚偽の申請者情報によるアカウントの取得
- (4) システムの運用や他の利用者による利用を妨げ、あるいは妨げるおそれのある行為
- (5) コンピュータウイルスなどの有害なプログラム等を送信または書き込む行為
- (6) 第三者の財産権、プライバシー権、肖像権 (パブリシティ権を含む。)、人格権その他の権利・利益を侵害し、そのおそれがある行為
- (7) システム管理者または第三者の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれがある行為
- (8) システムの信用を毀損する行為
- (9) その他システム管理者が不相当と判断する行為

3 第1項及び第2項に掲げる事項を遵守しなかったことで他の利用者又は第三者に生じた損失、損害、費用、第三者間の紛争について、システム管理者は一切責任を負わない。また、システム管理者は、利用者が禁止事項を遵守しないことで生じた問題について、作為・不作為に関わらず、当該利用者に対してシステムの利用停止措置をとるとともに、生じた損失、損害、費用等について損害賠償を請求する場合がある。

(個人情報の取扱い)

第6条 個人情報の取扱いについては、「佐賀県プライバシーポリシー」によるものとし、利用者はこれに同意するものとする。

(権利帰属)

第7条 システムに関する知的財産権及びその他権利は、全て佐賀県に帰属する。ただし、システム

に搭載する各種データのうち、出典が佐賀県以外のデータの権利は出典者に帰属する。

(免責事項)

- 第8条 システムで使用している森林簿情報は、空中写真の判読等による間接調査法によるため、面積、林種や樹種などは、必ずしも現地や登記簿などと一致しない場合があり、所有権・所有界・面積等土地に関する諸権利及び立竹木の評価について保証するものではない。
- 2 システム管理者は、利用者相互の紛争あるいはシステム管理者の責めに帰すべからざる事由により損失・損害を被った場合の補償や賠償等の責任を負わない。
  - 3 システム管理者は、システムが利用者の特定の目的に適合すること、期待する機能・正確性・有用性を有すること、プログラミング上の誤りその他瑕疵のないこと、その他のいかなる内容についても保証するものではない。
  - 4 利用者のアカウント情報を利用してなされた行為については、利用者自身の行為であるか否かを問わず、利用者自身の行為とみなすものとし、それによって利用者または第三者に生じた損失・損害について、システム管理者は一切責任を負わない。
  - 5 システム管理者は、システムの中断、終了、利用不能、変更によって生じたいかなる損失・損害についても、補償や賠償等の責任を一切負わない。
  - 6 システム管理者は、利用者のシステムの利用環境について一切関与せず、また一切の責任を負わない。
  - 7 システム管理者は、利用者に事前の通知をすることなく本規約を変更することがある。

附則

この規約は、令和6年9月30日から施行する。